

由布市告示第15号

令和2年第1回由布市議会定例会を次のとおり招集する

令和2年2月19日

由布市長 相馬 尊重

1 期 日 令和2年2月26日水曜日

2 場 所 由布市議会議事堂

○開会日に応招した議員

佐藤 孝昭君	高田 龍也君
坂本 光広君	吉村 益則君
田中 廣幸君	加藤 裕三君
平松恵美男君	太田洋一郎君
加藤 幸雄君	鷺野 弘一君
長谷川建策君	佐藤 郁夫君
瀧野けさ子君	田中真理子君
工藤 安雄君	甲斐 裕一君
佐藤 人已君	

○応招しなかった議員

なし

議事日程(第1号)

令和2年2月26日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 請願について
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第2号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第8 報告第3号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 議案第1号 監査委員の選任について
- 日程第11 議案第2号 財産の無償譲渡について
- 日程第12 議案第3号 財産の貸付について
- 日程第13 議案第4号 由布市新市建設計画の変更について
- 日程第14 議案第5号 第二次由布市総合計画基本計画(後期)の策定について
- 日程第15 議案第6号 由布市陣屋の村自然活用施設条例の廃止について
- 日程第16 議案第7号 由布市市民農園条例の制定について
- 日程第17 議案第8号 由布市歴史民俗資料館条例の制定について
- 日程第18 議案第9号 由布市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第19 議案第10号 由布市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第11号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第12号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第13号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第14号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第15号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第16号 由布市印鑑条例の一部改正について

- 日程第26 議案第17号 由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について
- 日程第27 議案第18号 由布市高校生等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第19号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第29 議案第20号 由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 日程第30 議案第21号 由布市市営雇用促進住宅条例の一部改正について
- 日程第31 議案第22号 由布市水道事業の設置に関する条例等の一部改正について
- 日程第32 議案第23号 由布市監査委員条例の一部改正について
- 日程第33 議案第24号 市道路線（中虎線）の認定について
- 日程第34 議案第25号 市道路線（長野上組北線）の認定について
- 日程第35 議案第26号 市道路線（上大六5号線）の認定について
- 日程第36 議案第27号 市道路線（向原筋甲斐線）の認定について
- 日程第37 議案第28号 大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議
について
- 日程第38 議案第29号 令和元年度由布市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第39 議案第30号 令和元年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第40 議案第31号 令和元年度由布市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第41 議案第32号 令和元年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第42 議案第33号 令和元年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第43 議案第34号 令和元年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第44 議案第35号 令和2年度由布市一般会計予算
- 日程第45 議案第36号 令和2年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第46 議案第37号 令和2年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第47 議案第38号 令和2年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第48 議案第39号 令和2年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第49 議案第40号 令和2年度由布市水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針

- 日程第5 請願について
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第2号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第8 報告第3号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 議案第1号 監査委員の選任について
- 日程第11 議案第2号 財産の無償譲渡について
- 日程第12 議案第3号 財産の貸付について
- 日程第13 議案第4号 由布市新市建設計画の変更について
- 日程第14 議案第5号 第二次由布市総合計画基本計画（後期）の策定について
- 日程第15 議案第6号 由布市陣屋の村自然活用施設条例の廃止について
- 日程第16 議案第7号 由布市市民農園条例の制定について
- 日程第17 議案第8号 由布市歴史民俗資料館条例の制定について
- 日程第18 議案第9号 由布市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第19 議案第10号 由布市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第11号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第12号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第13号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第14号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第15号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第16号 由布市印鑑条例の一部改正について
- 日程第26 議案第17号 由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第27 議案第18号 由布市高校生等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第19号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第29 議案第20号 由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 日程第30 議案第21号 由布市市営雇用促進住宅条例の一部改正について
- 日程第31 議案第22号 由布市水道事業の設置に関する条例等の一部改正について
- 日程第32 議案第23号 由布市監査委員条例の一部改正について
- 日程第33 議案第24号 市道路線（中虎線）の認定について
- 日程第34 議案第25号 市道路線（長野上組北線）の認定について

- 日程第35 議案第26号 市道路線（上大六5号線）の認定について
日程第36 議案第27号 市道路線（向原筋甲斐線）の認定について
日程第37 議案第28号 大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議
について
日程第38 議案第29号 令和元年度由布市一般会計補正予算（第6号）
日程第39 議案第30号 令和元年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第40 議案第31号 令和元年度由布市介護保険特別会計補正予算（第5号）
日程第41 議案第32号 令和元年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第42 議案第33号 令和元年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第43 議案第34号 令和元年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第44 議案第35号 令和2年度由布市一般会計予算
日程第45 議案第36号 令和2年度由布市国民健康保険特別会計予算
日程第46 議案第37号 令和2年度由布市介護保険特別会計予算
日程第47 議案第38号 令和2年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
日程第48 議案第39号 令和2年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
日程第49 議案第40号 令和2年度由布市水道事業会計予算

出席議員（17名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 佐藤 孝昭君 | 2番 高田 龍也君 |
| 3番 坂本 光広君 | 4番 吉村 益則君 |
| 5番 田中 廣幸君 | 6番 加藤 裕三君 |
| 7番 平松恵美男君 | 8番 太田洋一郎君 |
| 9番 加藤 幸雄君 | 10番 鷺野 弘一君 |
| 11番 長谷川建策君 | 12番 佐藤 郁夫君 |
| 13番 渕野けさ子君 | 14番 田中真理子君 |
| 15番 工藤 安雄君 | 16番 甲斐 裕一君 |
| 17番 佐藤 人已君 | |

欠席議員（なし）

欠 員（3名）

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 人已君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番、加藤裕三君、7番、平松恵美男君の2名を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（佐藤 人已君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの27日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月23日までの27日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（佐藤 人已君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、今期定例会開会前までの分をお手元に資料として配付いたしておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。令和2年第1回定例会の開催に当たりまして、議員の皆様方におかれましては、公私ともに大変御多忙の中御出席いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

初めに、昨年末より中国を中心に発生した新型コロナウイルス感染症につきまして、国内における症例発生が連日のように報道されております。由布市といたしましても、市民の皆様の健康と安全の確保を図るため、本日、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。関係機関と連携しながら、感染症の拡大防止に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

さて、本定例会において提案いたすことしております報告3件、諮問1件、議案40件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いをいたしますとともに、何とぞ御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

本日お手元に行政報告をお配りをいたしておりますが、御一読いただきますようお願い申し上げます。本日お手元に行政報告をお配りをいたしておりますが、御一読いただきますようお願い申し上げます。本日お手元に行政報告をお配りをいたしておりますが、御一読いただきますようお願い申し上げます。本日お手元に行政報告をお配りをいたしておりますが、御一読いただきますようお願い申し上げます。

まず、12月24日には、今回で通算14回目の実施となります日出生台演習場での米海兵隊実弾射撃訓練に対し、市民の安全と安心確保のため、本庁舎内に由布市対策本部を開所いたしました。

また、12月26日には、大分県と由布市、九重町、玖珠町でつくる日出生台演習場問題協議会（四者協）により九州防衛局へ米軍の演習場使用に関する協定や確認書の遵守などを要請し、さらに、本年2月3日には、演習場周辺自治区である若杉自治区内に現地連絡所を開設し、迅速な情報の収集・伝達と最大限の安全対策に努めたところでございます。

しかしながら、この訓練、午後8時以降の射撃訓練が繰り返されたことを受けまして、2月17日に再度九州防衛局へ四者協による協定確認書の遵守を強く要請したところでございます。

続いて、12月28日には、年末特別夜警を実施していただいております由布市消防団湯布院方面隊の皆様へ夜間活動に対するお礼を申し上げます。

また、本年1月17日には、湯布院総合運動場にて消防団員の士気の高揚と資質の向上を目的とした由布市消防団特別点検を実施いたしました。改めまして、由布市消防団の皆様方には、昼夜を分かたず消防・防災活動に御尽力をいただいておりますことに、心から敬意と感謝の意を表する次第でございます。

2月11日には、2020健康立市推進記念講演会を開催し、和歌山大学の本山貢先生より「由布市民の力で地域に根付いた健康長寿社会の実現をめざそう！」と題しまして御講演をいただき、健康なまちづくりの方向性について御教示いただいたところでございます。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、行政報告に記載しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、報告いたします。

○議長（佐藤 人巳君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、由布大分環境衛生組合議会の報告をお願いします。由布大分環境衛生組合議長、長谷川 建策君。

○由布大分環境衛生組合議会議長（長谷川建策君） 皆さん、おはようございます。由布大分環境衛生組合議会議長の長谷川建策です。令和2年第1回由布大分環境衛生組合議会定例会が開催されましたので、その概要について御報告をいたします。

令和2年第1回議会定例会が2月18日午前10時半から開催されました。会期は当日1日限りとし、議事事件として、報告1件、議案2件が上程されました。

審査結果でございますが、報告第1号、監査委員の定期監査報告についてであります。代表監査委員の大塚裕生氏から、定期監査を令和2年1月15日の1日間、甲斐監査委員と2名で監査を実施したことの報告がありました。

監査の意見として、関係諸帳簿は適切に整備、もしくは管理され、問題ないと報告がありました。

また、今回の消費税の増に対して、ごみ袋の店頭価格を変更していないことに当たり、県内外の市町村等の状況を把握し、検討協議する必要があるとの、さらに次年度末の解散に向け、財産分与等の観点から価値評価を不動産鑑定業者に委託しているというが、由布市と大分市と十分に協議し、今後とも両市の円満な関係をお願いしたいとの監査報告がなされました。

次に、議案第1号、令和元年度由布大分環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）について、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億677万8,000円と定めるものである。歳入は予算の見直しによる由布市・大分市の清掃費負担金の減額が主なものであります。

歳出の補正は、し尿処理施設の機械点検整備にかかる業務委託費の見直しや、委託料の入札減による委託費等の減額が主なものであります。

慎重審議の結果、全員の賛成で可決されました。

最後に、議案第2号、令和2年度由布大分環境衛生組合一般会計予算についてであります。

令和2年度歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,922万1,000円にするものであります。前年度対比では、約5.2%の2,618万4,000円の減額予算となっています。

歳入の主なものは、由布市・大分市からの清掃費負担金とごみ収集手数料であります。

歳出では、衛生費、し尿処理費のし尿処理施設の整備委託料の減額などが主なものであります。

慎重審議の結果、全員の賛成で可決しました。

詳細につきましては、資料として事項別明細を添付していますので、御一読願いたいと思います。

以上で、令和2年第1回由布大分環境衛生組合議会定例会の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 人巳君） 由布大分環境衛生組合議会の報告が終わりました。

次に、広域連合議会の報告をお願いします。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、太田洋一郎君。

○大分県後期高齢者医療広域連合議会議員（太田洋一郎君） おはようございます。大分県後期高齢者医療連合議会の太田です。令和2年度大分県後期高齢者医療広域連合会第1回定例会について報告させていただきます。

会議結果でございます。

会議名、令和2年度大分県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会。日時、令和2年2月13日木曜日午後1時30分より。会期、1日間とします。場所、大分市大分県医師会館6階会

議室。出席状況、出席26名、定数26名です。

会議日程、議事日程でございます。

令和2年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億258万4,000円と定めるもの。その主な内容は、歳入では分担金及び負担金に構成市町村からの事務費負担金を8億3,737万4,000円、繰入金に財政調整基金繰入金を6,508万2,000円繰り入れるもの。歳出では、総務費に2億5,218万6,000円、民生費に特別会計事務費繰出金として6億4,423万7,000円とするもの。賛成多数で決定。

議案第2号、令和2年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,959億5,800万円と定めるもの。

その内容は、歳入では、市町村支出金を306億6,240万8,000円、国庫支出金を672億3,943万4,000円、支払基金交付金を776億6,826万5,000円とするもの。

歳出では、保険給付費の医療諸費に1,850億4,538万1,000円、高額療養諸費に84億589万9,000円、その他、医療給付費に2億2,232万円とするもの。賛成多数で決定。

議案第3号、大分県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、地方公務員法の改正にあわせ、条例を制定するもの。賛成多数で決定。

議案第4号、大分県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の全部改正について、会計年度任用職員に関する条例制定に合わせ、広域連合職員の勤務状況を事務所所在地の大分市職員とそろえるため関係条例の全部改正を行うもの。賛成多数で決定。

なお、議案第11号までは、同じ内容でございますので、議案名と結果だけ御報告させていただきます。

議案第5号、大分県後期高齢者医療連合職員の再任用に関する条例の全部改正について、これも賛成多数で決定いたしております。

議案第6号、大分県後期高齢者医療連合職員の給与に関する条例の全部改正についてでございます。こちらも条例の全部改正を行うものでございまして、賛成多数で決定となりました。

議案第7号、大分県後期高齢者医療連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部改正について、こちらも賛成多数で決定しております。

議案第8号、大分県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業に関する条例の全部改正について、こちらも賛成多数で決定しております。

議案第9号、大分県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の全部改正について、こ

ちらも賛成多数で決定しております。

議案第10号、大分県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の全部改正について、こちらも賛成多数で決定しております。

議案第11号、大分県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒に関する手続き及び効果に関する条例の全部改正について、こちらも賛成多数で決定しております。

議案第12号、大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、令和2年度及び令和3年度の保険料の所得割率及び均等割額を定める改正を行い、施行令の改正にあわせ、保険料の賦課限度額を改正し、低所得者に対する保険料の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の改正を行うもの。賛成多数で決定。

陳情1件でございます。75歳以上の医療費窓口負担2割化に反対する陳情、保険料は改定のたびに上昇傾向の一方、低所得者の軽減措置は次々と撤廃されている。負担に耐えられず保険料を滞納する75歳以上は、年間20万人に達し、滞納を理由に財産を差し押さえられた人も増加の一途をたどっている。よって、75歳以上の医療費窓口負担2割化の導入を行わないよう国に申し入れることを要望する陳情。

こちらは、議会運営委員会に付託されましたが、委員会の報告では、国に申し入れる要望等は各自治体や県が行うべきで広域連合で行うことではないという旨の報告後、採決の結果、賛成少数で不採択となりました。

以上でございます。

○議長（佐藤 人巳君） 広域連合議会の報告が終わりました。

次に、閉会中の委員会の調査研修結果について報告を求めます。産業建設常任委員長、太田洋一郎君。

○産業建設常任委員長（太田洋一郎君） 産業建設常任委員会委員長の太田です。常任委員会視察研修の調査報告書を発表させていただきます。

本委員会は、所管事項のうち、次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり、会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時、令和2年1月21日火曜日から1月22日水曜日。視察先、熊本県熊本市。視察内容でございますが、ラグビーワールドカップ前後における観光に対する施策及び誘客について、これは熊本県庁の国際課からお話を伺いました。

熊本市におけるごみ処理について、大分市西部環境工場を視察させていただきました。参加議員ですが、記載のとおりでございます。視察結果でございますが、熊本県及び熊本市の概要御一読くださいませ。

視察の内容、ラグビーワールドカップ前後における観光に対する施設及び誘客についてござ

いますが、こちらは、大分県もラグビーワールドカップを誘致いたしまして、多くの方々がお見えになりました。特に欧米系の方がお見えになりましたが、そちらの欧米系の方々、インバウンドの方々をどうこれからつなぎとめていくか、そしてまた、どう、またリピーターとして来ていただくかというところでの視察内容でございます。

成果と活用について御報告させていただきます。欧米豪から多くの観光客のために、ラグビーワールドカップ開催期間中にあわせ、居合道や茶道体験、阿蘇でのグルメやトレッキング体験等ができるよう、県内3エリア、4コースの日帰り着地型体験プログラムを準備されておりました。所要時間が、どのコースも大体6時間から10時間というところで長く、体験者が想定より少なかったということも御報告ありました。もっともっとコンパクトな体験をするコースがいいということで熊本らしさを感じる体験がしたかった等の意見、反省点があったとの説明もございました。

担当者より、「欧米豪のお客様は、事体験が非常に喜ばれる。例えばシイタケのこま打ち体験であったり収穫であったり、我々が気がつかないような日常的なことがすごく喜ばれた」というふうな御報告もありました。目から鱗の気づきが必要であるということ再認識することができました。まず、身の回りの日常を気づき点検することで、新たな観光資源の掘り起こしができるというふうにも考えました。由布市でも、早急に地域の魅力度アップの気づき体験ができるような企画を、今後、欧米系の来訪者を取り込むためには必要だというふうなことを感じました。

また、情報発信が明暗を分けるということも痛感し、ブロガーやYouTubeの発信力と発達したくなるような素材の発掘が重要というふうに認識をしております。

また、最後でございますが、今後、観光施策を強化する上で、由布市から大分県サイドに随時情報を渡し、理解と認識をしっかりとさせていただくようなアプローチが必要になるというふうに感じました。そして、さまざまな支援メニューのアドバイスが可能になるのではないかとというふうな御指摘もいただきました。各自治体の現場からの声を待っているのではだめですよというふうな指摘をされ、認識している、理解しているだろうということはだめですよというふうなことも国際課の職員の方に教わりました。今後、由布市の観光施策を進めるためのヒントがたくさんあったように感じました。そういった研修でございました。

次に、熊本市西部環境工場の「熊本市におけるごみ処理について」でございます。これ皆さんも御存じのように6市で、今新たなごみ処理施設建設が計画されておりますが、その少しでも役に立てばということで体験をさせていただきました。視察をさせていただきました。

視察の成果と活用でございます。これは、施設のPFIに準じて、公設民営方式、DBO方式を採用されておりました。建設運営しているということで、その民間がしているということでございます。その事業に至る経緯や地域住民の理解を得る努力など、稼働までにはさまざまな対応

が大変参考になりました。最新技術を活用して、焼却処理を間近で拝見し、施設内臭気——においてございますが、そういったことや利用者の配慮もされておりました。

また、体験できるような多彩な環境学習機能施設となっており、小学校の社会見学にも利用されるということでございました。市民にわかりやすく説明と理解ができていて、今後の市のごみ行政の議論をする上では、非常に価値のあるというふうなものを感じました。

また、西部環境工場の可燃物焼却処理により発電した電力によって施設内の電力を補い、余りの電力は、西区役所や温泉施設へ利用するほか、電力会社に売電、お湯は施設内の足湯や温泉施設で利用することが確認されております。委員会としても今後の参考となりました。

由布市のごみ処理事業においては、近隣6市町村で運営をしている衛生組合の焼却場の建てかえが大きな問題になって、課題になっておりますが、議論の一助とするべく、熊本市西部環境工場の取り組みを、ぜひ参考にさせていただきたいというふうに思っております。

最後に、ごみ処理施設の施設内は、いまだに駐車場が波を打っているような状況で、熊本大分地震の爪跡がまだまだ残っているというふうにも感じております。そしてまた、復興への力強い取り組みを、一日も早くなして届けていただけるよう強くお祈りをして、結果として御報告させていただきます。

○議長（佐藤 人巳君） 以上で、閉会中の委員会の調査研修報告を終わります。

日程第4. 市長の施政方針

○議長（佐藤 人巳君） 次に、日程第4、市長の施政方針をお願いします。市長。

○市長（相馬 尊重君） 令和2年、市議会第1回定例会の開催に当たり、令和2年度の予算案を初め、重要な案件の御審議をお願いするこの機会に、私が市政に臨む基本的な考え方や方針について申し上げます。

市民皆様からの温かい御支援と御信任をいただき、これまで市政運営を担ってまいりましたが、令和2年度は、成長、発展期とも言える3年目を迎えることとなります。

これまで、公平公正を第一義として、「安全安心で快適なまち」、「人を育むまち」、「医療福祉のまち」、「産業振興のまち」、そして「持続可能な行政運営」を念頭に、着実に歩みを進めることができたのは、市民の皆様を初め、市議会議員の皆様のお理解と御支援のたまものであり、心から感謝を申し上げる次第です。

さて、本年は、東京オリンピック、パラリンピックが開催されますけども、市制施行15周年を迎える由布市にとりましても、人口減少・少子高齢化といった先行きの不安定な社会情勢が続く中、「総合計画重点プラン」、「総合戦略」を新たに策定し、新しい時代、新たなフェーズに向けて再スタートをする大変重要な年であると認識をいたしております。

また、「新市建設計画」や「過疎・辺地計画」といった各種の計画が最終年度を迎え、加えて、普通交付税の合併算定がえから一本算定への変更、会計年度任用職員への移行等、さまざまな分野で変化の多い年度でもございます。

こうした時代や社会の変革に柔軟に対応するとともに、未来になお輝き続ける由布市の将来や課題を見据えて、全力を挙げて市政の運営に邁進していく所存でございます。

市長就任以来、私の市政運営に対する基本としております5つの思いにより、令和2年度に向けまして、基本的な考え方や政治姿勢、取り組む事業などについて述べさせていただきます。

初めに、「安全安心で快適なまちづくり」についてです。

由布市では、震度6弱の被害が想定されております南海トラフ地震は、きょう、あすにも起こる可能性を秘めており、また、熊本大分地震を初め、これまで甚大な被害をもたらした台風や豪雨といった幾多の災害を通じて、人と人のつながりの大切さと不断の備えの重要性をさらに強く認識いたしております。

昨年は、地域防災計画や国民保護計画の見直し、また水防計画の策定を行ったほか、洪水ハザードマップの作成・配布など、災害時の体制整備や災害リスクの周知及び避難行動の促進を図ったところです。

令和2年度には、さらにリニューアルした防災の手引きの全戸配布にあわせて、土砂災害ハザードマップの作成、配布を予定しており、避難所や避難誘導の環境整備を図るとともに、国土強靱化計画の策定にも着手をいたします。

また、防災情報の複合化・多重化を目指して、防災無線にかわる新たな防災情報告知システムの構築に向けて取り組んでまいります。

さらに、地域での自主防災活動を進めるため、防災士の育成やスキルアップ、自主防災組織の設立を推進するとともに、消防団員の装備充実を図ることで地域防災力の向上を目指してまいります。

本年明けより世界に蔓延している新型コロナウイルスの脅威も、なお予断を許さない状況でございますが、本日、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しました。万全の態勢で今後取り組みを進めてまいりたいと考えております。今後におきましても、関係機関と強固なネットワークによる安全安心なまちづくりを形成し、市民の皆様とともに防災に関する多種多様な取り組みを展開してまいりたいと考えております。

公共交通につきましては、団塊の世代が75歳以上となる5年後を見据え、交通不便地域、交通空白地域における市民の移動手段の確保と持続可能な公共交通の確立を目指すため、由布市地域公共交通再編実施計画にのっとり、由布市に真に必要な公共交通のあり方を探り、強力に実施していける体制づくりとさまざまな見直しに着手してまいりたいと思っております。

また、道路の改良や補修について、公共事業整備優先順位基準並びに審査会の設置要綱を作成し、自治区等からの要望を的確に検討できるシステムを構築いたします。

命の源ともいえる水道事業につきましては、安全で安定的な供給に努めておりますけども、管の老朽化対策や人口減少等による料金収入の減少などにより、厳しい経営状況となっております。昨年度策定いたしました由布市水道ビジョンに沿いながら経営方針を定めてまいりたいと思っております。

由布大分環境衛生センター（し尿処理施設）につきましては、循環型社会の形成に資する施設として運用してまいりましたが、老朽化に加え、処理の効率性が低くなりましたことからリニューアルを行うこととしており、汚泥再生処理センター整備基本計画に基づき、令和2年度より改修工事に着手し、令和5年度からの稼働を目指してまいりたいと思っております。

これからも市民の生命を守り、安心して暮らせる環境整備に取り組むことにより、強く、しなやかな地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、「人を育むまちづくり」です。

幼児期の保育・教育は、人間形成の基礎を養い、子どもたちの将来に影響を与える、極めて重要なものでございます。各地域でのファミリーサポートセンターの開設や、保育園施設の整備支援を行うことなどにより、これまで以上に質の高い保育サービスの提供を目指し、民間の力を活用しながら新たな保育環境を構築してまいります。

教育分野の総合計画ともいえる教育振興基本計画（GENKIビジョン）は、令和元年度より第2期に入りました。子どもたちの教育支援体制のため、指導主事の確保とスクールソーシャルワーカーの常勤化を実現させたところですけども、さらに心の支援体制の充実を図るとともに、登校できない児童生徒が心の安定を図りながら学校復帰を目指す支援のための適応指導教室の整備といった対応、体制を、より充実させてまいります。

また、学力向上を図り、少人数指導や個別指導を行うための臨時講師や、幼稚園での預かり保育士、支援員の配置を優先的に行ってまいりましたが、令和2年度もその確保について、引き続き力を入れてまいります。

なお、学校施設につきましては、必要な耐震化や空調設備の整備をほぼ終えることができました。今後も、各教室でのWi-Fi環境の整備やトイレの洋式化といった施設改修とともに、教育備品や教材の完備など、教育環境の整備に努めてまいります。

社会教育におきましては、新たな公民館が併設される湯布院複合施設の本格的な建築に着手いたしております。挾間、庄内、湯布院、各地域の皆様の生涯学習活動を支えるため、必要な備品や図書など順次整備をしてまいりたいと考えております。

現在、各地域で学習やスポーツ、芸術や伝統芸能など地域教育活動を展開していただいております。

また未来を担う大切な子どもたちを地域力で育てていく土壌が培われています。由布市にとって一番大切な財産であります人づくりのため、今後とも行政、地域、学校、家庭が一体となった取り組みを進めてまいります。

次に、「医療、福祉のまちづくり」です。

現在、健康寿命日本一を目指すことを旗印に、健康立市施策を進めておりますけども、健康への動機づけとして定着しつつある健康マイレージ事業を初め、気軽に健康づくりに取り組むことができる講座や教室などの事業を展開して、全ての市民が生涯元気に暮らし続けることができるよう、健康施策を進めてまいります。

子育て応援日本一のまちづくりを目指し、子育て世帯を力強く支援するために始めました高校生までの医療費無償化制度が3年目を迎えます。また、保育の受け皿の確保となる待機児童解消への取り組みも徐々に成果が表れてきております。

さらに安心して出産、子育てができる環境づくりのため、妊産婦や乳幼児の実情を把握するとともに、各種相談、関係機関の連絡調整、支援プランの策定を行うなど、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を行う子育て世代支援包括支援センターを設置いたしたいと考えております。

加えて、産後の不安解消のため、県内の産婦人科での宿泊やデイサービスが受けられる体制を構築するなど、産後ケア事業を実施したいと考えております。

そして、なお社会問題の一つである子どもに対する虐待への新たな対応として、一般的な相談から通所・在宅支援といった、より専門的な相談体制や継続的なソーシャルワーク業務まで行う機能を有する子ども家庭総合支援拠点づくりについて、その体制の確立に取り組むたいと考えております。

令和2年度より高齢者のための行政サービスの向上を図るため、高齢者支援課を新設いたします。特色ある介護予防活動や支援を必要とする高齢者の方々に対し、地域が一体となった支え合い活動の推進を図るなど、高齢者が生きがいに満ち、生涯活躍できる地域社会の実現に向けた取り組みを一層進めてまいりたいと考えております。

あわせまして、来庁された市民の方が戸惑うことなく、また必要以上に庁舎内を移動せずに済むよう、庄内庁舎の市民課内に総合窓口を設置いたします。

今後とも、障がいを持つ方やひとり親家庭、生活困窮といったさまざまな理由により日々の生活に何らかの支障を抱える方々に対しての支援はもちろん、地域で見守り支え合う相互扶助の体制づくりを着実に進め、皆様が少しでも多く幸せを感じられる地域社会づくりを目指してまいります。

次に、「産業振興のまちづくり」です。

一昨年オープンしました由布市ツーリストインフォメーションセンターですけれども、観光情報発信機能と発進内容の充実、情報の拡充を戦略的に進めており、由布院の名所の一つとして認知されてまいりました。今後も安定的な運営を図るとともに、世界に冠たる由布市の観光資源を国内外に発信し、心と体を癒し、感動を提供する滞在・循環型保養温泉地づくりを目指してまいります。

観光施設の整備につきましては、災害により入峡できなくなっておりました由布川峡谷の降り口、また狭霧台第2展望所散策道が、いよいよ完成する年度となります。湯布院地域を初め、男池、由布川峡谷などを結ぶ、由布市内周遊の重要なポイントとなると思っております。

訪日外国人観光客については、これまで行ってきたプロモーション事業などにより、さらなる増加を期待しているところですが、外国人の訪日旅行に限らず、国内メディアに対しましても、SNS等を初め、さまざまな方法で観光情報の広報、発進により、全国からの誘客活動を展開していきたいと考えております。

地域で頑張る企業を支援したいという思いで始めました由布市異業種交流会につきましては、おかげさまで好評を博しており、さらに令和2年度より農業生産者の方も含めた異業種間での交流、活性化を進める取り組みについて、支援をしてまいりたいと思っております。

市内の企業や事業者間の交流、協力、さらなる連携を図るとともに、由布市内で起業することを希望する方への創業支援を推進するなど、産業振興施策をより進化させていきたいと思っております。

あわせて、由布市における安定した雇用創出のため、外国人材の登用を含めて、就労者の環境整備や人材の確保、育成について対策を進めてまいりたいと考えております。

豊かな自然とさまざまな農産物に恵まれた由布市にあって、農林業は大変重要な産業であり、活力ある園芸産地の拡大や優秀な種雄牛を送り出す「おおいた和牛」の生産性の向上、集落営農の推進、農業基盤の整備など、各種事業の推進に鋭意務めているところです。

生産者の方々を悩ませている有害鳥獣対策につきましては、事業費の増額を図り、被害を最小限に抑えてまいりたいと思っております。

また、遊休農地の増などにより農地が減少している現状を踏まえて、農地集積化のため、農地中間管理機構や農地バンク、人・農地プランといった制度の活用をさらに図り、新規就農者や女性就農者といった後継者の育成にも力を入れてまいりたいと考えております。

これまで重要な施策として取り組んでまいりました特産品のPRとグリーンツーリズムの推進については、令和2年度より市民、行政、企業が一体となった法人組織を設立することとなります。戦略的に運営、また発展することとなりました。

由布市といたしましても、地域おこし協力隊員の配置など支援体制を講じておりますけれども、

農と観光の連携、地域資源の活用、地域経済の発展など、将来的には地域創生の鍵を握るものと思っております。

加えて、令和2年度より農林整備課を新設し、農林業施策におけるハード、ソフト両面のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

最後に、「未来へ、持続可能な行政運営」についてです。

令和2年度の予算編成におきましては、令和という新たな時代を担う子どもたちに魅力ある由布市を引き継ぐため、限られた財源をさらに有効に機能させつつ、持続可能な行財政運営の推進を第一義として取り組みました。昨今の異常気象等による頻発、甚大化する災害に対応すべく、また市財政の基盤ともいえる財政調整基金の取り崩しを極力抑え、健全な予算編成を図るため、施策の優先順位を洗い直すとともに、無駄を徹底して排除し、従前の予算全てにおいて大胆な見直しを行ったところです。

極めて厳しい予算編成となりましたが、引き続き地域発展予算枠を設け、真に市民の皆様の福祉向上につながるものについては、選択と集中により効率化を図り、その財源を確保いたしたところです。

急速な進行を見せる人口減少・少子高齢化は、今や国難ともされ、その対応は最重要課題となっており、特に出生数の減少による影響が大きく、由布市においても同様の状況にございます。こうした状況は容易には解決できないものでありますけれども、協働のまちづくりの精神をうたった住民自治基本条例のもと、市民、議会、行政、そして事業者、団体等が力を合わせて、持続的に発展し、夢ある由布市となるよう今後もまちづくりを進めていく必要があると考えております。

令和元年度に見直しました地方創生のための新たな総合戦略プランにより、従前に増して、移住・定住施策の展開を図るとともに、住みたくなるまち、子育て応援日本一のまちづくりに向け、一意専心に努めてまいりたいと考えております。

また、未来に不安を覚えることとして、由布市が所有する234の公共施設のマネジメントが挙げられます。施設には、築30年を経過するものが多くあり、今後、大規模な修繕や建てかえが必要となります。施設の更新に当たっては、公共施設等総合管理計画・個別施策計画に基づき、長期的な視点のもと、市民皆様が公共施設を有益に活用されるよう、財政負担の軽減や平準化を図りながら、引き続き検討を進めてまいります。

また、私は就任以来、職員に対しまして、市民の皆様との距離感を少しでも縮めるよう伝えてまいりました。住みよさと生きがいを実感できる地域社会を築くため、地域における市職員の果たす役割は、ますます重要となります。市民皆様から何を求められ、何を望まれているか、的確に理解し、正しく行動に移すことができるよう、これまで以上に研修を重ね、自律し、信頼される職員の育成に力を注いでまいりたいと考えております。

終わりに、私は生まれ育ったこの由布市で、長く地方自治に携わりながら、市民の皆様の暮らしを見詰め、さまざまな活動に身を投じてまいりました。その中で、多くのことを学び、感じ、ふるさとへの愛着とともに、由布市の未来、発展に対して、さらなる強い思いと責任を感じております。その揺るぎない思いを胸に、人口減少や少子高齢化といった解決困難な社会問題のみならず、新たな懸案事項、地域における諸課題に対しまして、勇気と気概を持って立ち向かってまいりたいと思っております。

しかし、まちづくりの主役は、市民の皆様お一人お一人です。今後とも私の確固たる信念であります公平・公正な行政運営を胸に刻み、第二次総合計画の基本理念であります「連携」と「協働」、「創造」と「循環」を念頭に、市民の皆様、議員の皆様、そして職員と手を携え、個々の力を合わせ、「地域自治を大切にしたい住み良き日本一のまち “由布市”」の実現に向けて邁進してまいります。

以上、これまでの取り組みと現在の思いを述べさせていただきました。議員の皆様初め、市民の皆様には、さらなる御支援と御指導、そして由布市があるべき未来の姿に向けた思いや建設的な御意見をぜひ賜りますようお願いを申し上げます、令和2年度の市政に臨む上での所信表明とさせていただきます。

○議長（佐藤 人巳君） 市長の施政方針が終わりました。

日程第5. 請願について

○議長（佐藤 人巳君） 次に、日程第5、請願についてを議題とします。

議会事務局長に請願の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（栗嶋 忠英君） 事務局長です。それでは、配付の請願文書表により朗読いたします。

なお、今回、陳情はございません。

朗読に際しまして、請願者、紹介議員の氏名につきましては、敬称を略させていただきます。

また、付託委員会名は省略させていただきます。

では、請願を読み上げます。

受理番号8、件名、市道認定に関する請願について、請願者、東石松1、自治委員後藤正人、東石松3、自治委員加来貞文、紹介議員、高田龍也、吉村益則、加藤裕三、加藤幸雄、長谷川建策。

以上でございます。

○議長（佐藤 人巳君） ただいまの請願1件については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第6. 報告第1号
日程第7. 報告第2号
日程第8. 報告第3号
日程第9. 諮問第1号
日程第10. 議案第1号
日程第11. 議案第2号
日程第12. 議案第3号
日程第13. 議案第4号
日程第14. 議案第5号
日程第15. 議案第6号
日程第16. 議案第7号
日程第17. 議案第8号
日程第18. 議案第9号
日程第19. 議案第10号
日程第20. 議案第11号
日程第21. 議案第12号
日程第22. 議案第13号
日程第23. 議案第14号
日程第24. 議案第15号
日程第25. 議案第16号
日程第26. 議案第17号
日程第27. 議案第18号
日程第28. 議案第19号
日程第29. 議案第20号
日程第30. 議案第21号
日程第31. 議案第22号
日程第32. 議案第23号
日程第33. 議案第24号
日程第34. 議案第25号
日程第35. 議案第26号
日程第36. 議案第27号
日程第37. 議案第28号

日程第38. 議案第29号

日程第39. 議案第30号

日程第40. 議案第31号

日程第41. 議案第32号

日程第42. 議案第33号

日程第43. 議案第34号

日程第44. 議案第35号

日程第45. 議案第36号

日程第46. 議案第37号

日程第47. 議案第38号

日程第48. 議案第39号

日程第49. 議案第40号

○議長（佐藤 人己君） 次に、本定例会に提出されました日程第6、報告第1号から、日程第8、報告第3号までの報告3件、日程第9、諮問第1号の諮問1件、日程第10、議案第1号から日程第49、議案第40号までの議案40件について、一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、上程されました議案について、一括して提案理由を説明いたします。

本定例会で審議をお願いいたします案件は、報告3件、諮問1件、議案40件でございます。

まず、報告第1号、専決処分の報告については、市道の管理瑕疵により損害を与えたことによる和解及び損害賠償を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第2号、例月出納検査の結果に関する報告について及び報告第3号、定期監査の結果に関する報告については、監査委員より報告となりますので、代表監査委員より報告をいたします。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、現在、人権擁護委員である河野隆義氏が、令和2年6月30日をもって3年の任期が満了いたしますことから、阿部好江氏を新たに推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、委員の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

議案第1号、監査委員の選任については、代表監査委員である大塚裕生氏の任期が、令和2年3月31日をもって満了いたしますことから、引き続き大塚裕生氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第2号、財産の無償譲渡については、議案第6号に伴うもので、由布市陣屋の村自然活用

施設の一部を除き、建物無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第3号、財産の貸付についてにつきましても、議案第6号に伴うもので、由布市陣屋の村自然活用施設の敷地の一部を除き、土地を貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第4号、由布市新市建設計画の変更については、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の公布により、合併特例債を起債することができる期間が延長されたことに伴い、新市建設計画の期間を延長をするものでございます。

議案第5号、第二次由布市総合計画基本計画（後期）の策定については、現在の社会情勢や事業の進捗状況、また、国県における新たな戦略の策定を受けまして1年前倒しとなりますけれども、今後の市の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、後期基本計画を策定し、由布市議会の議決事件に関する条例第2条第2号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第6号、由布市陣屋の村自然活用施設条例の廃止については、由布市陣屋の村自然活用施設を譲渡するため、本条例の廃止について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第7号、由布市市民農園条例の制定について及び議案第8号、由布市歴史民俗資料館条例の制定については、議案第6号の由布市陣屋の村自然活用施設条例の廃止に伴い、当該条例第2条にあります陣屋の村ふれあい農園については市民農園として、歴史資料館については市民のための歴史民俗資料館として、地方自治法第244条の2第1項の規定により、由布市で管理運営するための設置条例を定めるものでございます。

議案第9号、由布市個人情報保護条例の一部改正については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、要配慮個人情報の定義や、他の地方公共団体等の実施機関へのオンライン結合、情報提供等について定めるものでございます。

議案第10号、由布市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正については、地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓について定めるものでございます。

議案第11号、由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、正規の勤務時間以外の時間における断続的勤務以外の勤務をすることを命ずることができる時間数の上限について定めるものでございます。

議案第12号、由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬、及び費用弁償に関する条例の一部改正については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に準じまして、選挙長等の報酬額を見直すものでございます。

議案第13号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、市の現在の財政状

況を鑑み、本年4月から来年3月までの間、市長、副市長、教育長の給料月額について、3%の減額措置を行うものでございます。

議案第14号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正については、職員の勤務を分類する基準となる等級別基準職務表を改正するものでございます。

議案第15号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、議案第13号と同様の理由により、職員におきましても、本年4月から来年3月までの間、給料月額について、7級在職者は2%、6級以下は1%の減額措置を行うものでございます。

議案第16号、由布市印鑑条例の一部改正については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、本条例を改正するものでございます。

議案第17号、由布市放課後児童健全育成事業の設備、及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童健全育成事業の整備、及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第18号、由布市高校生等医療費の助成に関する条例の一部改正については、現在の高校生等医療費助成事業の実施状況を勘案して、助成対象者の要件を見直すものでございます。

議案第19号、由布市市営住宅条例の一部改正について及び議案第20号、由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正について、さらに、議案第21号、由布市市営雇用促進住宅条例の一部改正についての3つの議案につきましては、公営住宅法の改正に伴い、市営住宅を取り巻く最近の状況等を踏まえ、入居要件の見直し等を行い、また、民法の一部改正に伴う所要の規定の整備を図るものでございます。

議案第22号、由布市水道事業の設置に関する条例等の一部改正については、地方自治法の改正及び由布市水道事業における給水人口等の推計値の確定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第23号、由布市監査委員条例の一部改正については、地方自治法の改正に伴いまして、本条例の整備を行うものでございます。

議案第24号から議案第27号につきましては、市道路線の認定に関する議案でございます。

議案第24号、市道路線中虎線の認定について及び議案第25号、市道路線長野上組北線の認定については、請願採択による市道路線の認定を行うものでございます。

議案第26号、市道路線上大六5号線の認定について及び議案第27号、市道路線向原筋甲斐線の認定については、寄附によります市道路線の認定をお願いするものでございます。

議案第28号、大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議については、大分都市広域圏において検討されてきました圏域内の公共施設の相互利用システムについて

て、新たに追加提案があった大分市の公の施設の一部を、由布市ほか5市1町の住民の利用に供したく、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づく協議について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第29号、令和元年度由布市一般会計補正予算（第6号）については、歳入歳出の総額から、それぞれ3億2,987万5,000円を減額し、予算総額を183億7,453万4,000円にお願いするものでございます。

今回の補正は、入札残や事業費の確定に伴う減額が主なものでございます。新たに文部科学省のGIGAスクール構想による小中学校のネットワーク環境整備費を計上いたしております。

議案第30号、令和元年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算から、それぞれ3,575万4,000円を減額し、予算総額を41億9,994万円にお願いするものでございます。

歳入では、保険税及び県支出金の減額、歳出では保険給付費及び保健事業費の減額が主なものでございます。

議案第31号、令和元年度由布市介護保険特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算から、それぞれ2億1,565万9,000円を減額し、予算総額を42億2,474万9,000円にお願いするものでございます。

歳入では、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金を減額し、歳出では、総務費、保険給付費、地域支援事業費を減額するものでございます。

議案第32号、令和元年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出から、それぞれ504万7,000円を減額し、予算総額を4億4,225万1,000円にお願いするものでございます。

歳入では、後期高齢者医療保険料及び繰入金の減額、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主なものでございます。

議案第33号、令和元年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ1,062万8,000円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億4,996万8,000円にするものでございます。

主なものは、歳入では、水道使用料、一般会計繰入金及び市債を減額し、簡易水道事業の統合により、基金繰入金2,980万7,000円を増額し、歳出では、建設改良費の委託料及び工事請負費の減額、簡易水道事業の統合により、予備費を3,096万7,000円増額するものでございます。

議案第34号、令和元年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的予算の主なものは、収益的収入では、その他営業収益の不良消火栓修理補助金の増額、他会計補助金の一般会計

補助金を減額し、収益的支出では、原水及び浄水費、総係費を減額し、営業外費用の消費税を増額するものでございます。

資本的予算の主なものは、資本的収入では、企業債及び消火栓建設受託金を減額し、工事負担金を増額するもので、資本的支出では、上水道施設費の委託料及び請負工事費を減額するものでございます。

議案第35号、令和2年度由布市一般会計予算は、総額を190億7,230万7,000円で、前年度の当初予算と比較して、7億9,522万4,000円増額、率にいたしまして4.4%の増となっております。

令和2年度の予算編成に当たりましては、各事業予算について、年間総合予算として編成することとし、第二次由布市総合計画の具体化に向けて、重点戦略プランや由布市総合戦略、由布市行財政改革実施計画の取り組み項目について、その進捗状況や課題を確認し、より費用対効果の高い事業を優先させながら予算措置を行ったところです。

予算の主な内容といたしましては、歳入では、市税が1.2%の伸び、地方消費税交付金の増額、国庫及び県支出金は、社会保障費や保育所整備事業費等で増額となっております。

歳出の主な事業といたしましては、湯布院複合施設建設工事や個人番号カードの推進、待機児童対策のための保育所活動事業、また森林環境譲与税による森林整備調査や中小企業への人材確保対策、観光面では地域イメージ向上対策事業などの経費を計上いたしております。

議案第36号、令和2年度由布市国民健康保険特別会計予算は、総額を39億7,638万1,000円で、前年度当初と比較しまして2億388万2,000円の減額、率にして4.9%の減となっております。

歳入では、保険税、県支出金、一般会計繰入金及び基金繰入金の減額、歳出では、保険給付費及び国保事業費納付金の減額が主なものでございます。

議案第37号、令和2年度由布市介護保険特別会計予算は、総額を44億2,937万円で、前年度当初と比較しまして1億4,226万8,000円の増額となっており、主に保険給付費の増額によるものでございます。

議案第38号、令和2年度由布市後期高齢者医療特別会計予算は、総額を4億4,836万4,000円で、前年度当初と比較しまして455万円の増額となっております。

歳入では、後期高齢者医療保険料の増額、一般会計繰入金の減額、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主なものでございます。

議案第39号、令和2年度由布市農業集落排水事業特別会計予算は、総額を9,184万9,000円で、前年度当初予算と比較といたしまして355万7,000円の減額、率にしまして3.7%の減となっております。

主な減額理由といたしましては、歳出において公債費が減額されることによるもので、それに伴い、歳入において一般会計繰入金を減額しているところです。

議案第40号、令和2年度由布市水道事業会計予算は、業務の予定量を給水戸数1万2,532戸、年間総給水量390万1,642立方メートル、1日平均給水量1万689立方メートル、主要な建設改良事業として、配水管等新設改良工事2億2,125万2,000円、施設新設更新工事1億980万8,000円としております。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（佐藤 人已君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。再開は11時25分とします。

午前11時15分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長（佐藤 人已君） 再開します。

次に、報告第2号及び報告第3号について、報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。

それでは、報告第2号について、御報告申し上げます。

報告第2号、例月出納検査の結果に関する報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。令和2年2月26日提出、由布市代表監査委員、大塚裕生。

1ページから3ページに報告の内容を記載しております。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和元年10月分、11月分、12月分の例月出納検査を、それぞれ11月25日、12月25日、1月27日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金のあり高と出納状況です。現金の在り高、出納関係諸帳票等の計数の正確性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。

検査の結果、資料の計数は、諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

続きまして、報告第3号について報告いたします。

報告第3号、定期監査の結果に関する報告について、地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。令和2年2月26日提出、由布市代

表監査委員、大塚裕生。

1 ページから 3 ページに報告の内容を記載しております。

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、令和元年度由布市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の執行について、令和 2 年 1 月 14 日から 1 月 24 日まで監査を実施いたしました。

監査は、1 ページに記載している監査の着眼点に基づいて、各課から提出された監査資料により、所属長及び担当者からの聞き取りや質疑応答を行うとともに、帳票等の照合や証拠書類の確認を行いました。

監査の結果、今回の監査の対象となる事務事業はおおむね適正に管理されていると認められました。

ただし、2 ページの (1) から (5) に記載している内容については、改善検討を求めているところがございます。

まず 1 点目が、補助金に係る要綱の整備と支出に関する事務処理の適正化について、2 点目が、各課が所持している各種団体の通帳と印鑑の適正な管理と会計事務について、3 点目が、公の施設の指定管理に係る適正な事務処理について、4 点目が、郵便切手などの現金と同様の厳格な管理について、5 点目が、決裁文書に係る文書管理規定にのっとりた事務処理について、改善検討を求めています。

監査の意見としましては、今後、人口減少による市税の減収や地方交付税の段階的な縮減などにより、収入源、収入規模が縮小していく一方で、扶助費や公債費といった義務的経費の増大などの懸念に対し、自主財源の確保に向けた積極的な取り組みの必要性を感じたところがございます。

市では、新たな財源検討委員会を設置し、自主財源の確保に向けた協議検討が進められておりますが、現在の財政状況を鑑みると、早く方針を定め、実施する必要があるものと考えます。

また、既存施設等の老朽化に伴う修繕・改修費の増大や湯布院地域複合施設などの新たな公共施設に係る維持管理費の増大が、今後大きな財政負担となることが懸念されます。施設使用料を初めとする各種使用料については、受益者負担の原則をもとに、維持管理費などの経費を考慮した上で、料金の見直し等を検討していただきたいと考えております。

平成 29 年 3 月に策定された由布市公共施設等総合管理計画では、今後 40 年間で公共建築物等の総延べ床面積を 30% 縮減するという目標が掲げられておりますが、持続可能で安定的な行財政運営の推進のためには、実施スピードを早める必要があるものと考えます。遊休資産についても、所管課において有効活用できないか十分に検討を行い、具体的な活用方針のないものは売却するなどの処分を図り、効率的・効果的な財産管理に努めていただきたいと思うところござ

います。

財政基金も、平成28年度から年々減少している状況です。全職員が市の厳しい財政状況を認識し、限られた財源のもと、最小の経費で最大の効果を挙げるための意識改革が進められるところでございます。

最後になりますが、これまで繰り返し例月出納検査で支出命令等の出納書類の不備について改善を求めてきたところでございますけれども、本年度は、その件数が大幅に減少しており、事務処理の改善が図られているように感じられているところでございます。今後も事務処理マニュアル等の整備により内部統制を図り、誰が担当になっても適正な事務により質の高い住民サービスが提供できるよう努めていただきたいと思いますと考えておるところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤 人已君） 次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、報告第1号について詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（一尾 和史君） 総務課長です。報告第1号の詳細説明を行います。

報告第1号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。令和2年2月26日提出、由布市長。

ページをお開きください。左のページ、令和元年12月20日付で専決処分を行った専決処分書となっております。右のページは、事故の当事者や概要、和解条件を記載しております。

事故の概要でございますが、令和元年12月4日午前11時30分ごろ、由布市挾間町下市909番地先の市道向原野田線におきまして、甲の管理する市道に倒木があり、乙の運転する自動車が対向車とすれ違う際に当該倒木に接触、乙の車に損害を与えたというものでございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る50%の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を15万円と定めたものです。巻末に現場状況などの写真を掲載しておりますので御参照をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第2号及び議案第3号について、続けて詳細説明を求めます。農政課長。

○農政課長（大野 利武君） 農政課長です。議案第2号について詳細説明を申し上げます。

議案第2号、財産の無償譲渡について、財産を別紙のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。令和2年2月26日提出、由布市長。

財産の内容につきましては、別紙市有財産無償譲渡仮契約書の中にあります。また別紙物件目

録のとおりでございます。

相手方といたしまして、大分市芳河原台646番地11、合同会社B o d e m、代表社員、三ヶ田将弘様です。

この今回、無償譲渡ということで、無償譲渡するのには、研修所並びに童里夢館、温泉館、浪漫邸など約19の建物並びに附属品がございます。この由布市陣屋の村自然活用につきましては、昭和63年度、平成1年度、平成4年度農村地域農業構造改善事業により取得した農業・漁業体験実習館と野外緑地広場施設は、都市との交流促進を図るため、緑豊かな環境の中、研修や会議の利用から宿泊、食事、温泉まで家族そろって楽しめる自然活用施設として建設されました。

当施設については、当初、旧挾間町が運営管理を行っていましたが、類似施設の増大や町内にめぼしい観光施設がない等の理由により、運営収支は平成2年度以降、毎年赤字となっていました。そのため、運営形態を見直し、平成10年4月より財団法人陣屋の村を設立し、管理運営を行ってました。施設研修者が減少をする中、会議、懇親会等の減少により収益を伸ばすことができず、平成18年8月31日をもって解散することとなり、平成18年10月より指定管理制度による施設の管理運営を行ってきましたが、少子高齢化、人口減少に加え、平成28年度の大分熊本地震により交通機関等の復旧に時間を有することなど、観光客の減少など観光客の低下傾向に歯どめが効かないことから、平成29年3月31日をもって一時休館とし、施設の今後の利活用について検討を重ねてきました。

その結果、施設の再開に向け、民間活力の導入の可能性を検討するため、民間業者を含め、広くアイデアを募集したところ、子どもたちを中心に据えたチーム療育支援を基本理念に広く児童福祉分野における社会的支援の向上と社会への啓発の寄与することを目的として活動している代表、三ヶ田様から、施設の利活用について事業提案がなされました。

当該体制につきましては、現在、大分市、由布市で主な障がい児通所支援施設業を行っており、当該施設の活用として、子育て支援環境の整備をすることで地域社会の活性化につながり、都市、農村の交流の促進をさせる再生事業の推進していくことができるとの考えている会社であり、また、増加している児童発育相談の窓口として、童里夢館を活用して、子育てサポート館及び診療所の開設、発達障がいの早期発見、早期治療を行い、由布市だけでなく、隣接する大分市、別府市を含めた地域医療の向上を図りながら、広く子どもたちの育つ環境を創造し、特性ある子どもたちに療育の場として野外ステージを活用して、サウンドセラピーやネイチャーイベントなどを開催し、地域で療育や支援を受けやすくするために、日常生活の自立支援や機能訓練、遊びの場を提供することとしています。

由布市といたしましても、市の総合計画である第二次由布市総合計画において、安心して笑顔で子育てできる地域社会の創造の位置づけ、児童健全育成の必要な居場所づくりに取り組むとし

ており、合同会社B o d e mの掲げる理念のもと、近年における社会情勢の変化により発生している子どもの悩みに対する福祉の支援が行われることだけではなく、子どもたちを中心に据えた都市と農村の交流や施設利用率の向上が期待できるなど、民間事業者のノウハウを利用した地域活性化が見込まれることから、施設の無償化とすることとなりました。

なお、この仮契約につきまして、本契約とするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

引き続き、議案第3号をごらんください。議案第3号について詳細説明を申し上げます。財産の貸付についてでございます。

財産を別紙のとおり減額して貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。令和2年2月26日提出、由布市長。

財産の所在、地番、登記記録上の地目及び地籍、別紙市有地賃貸借仮契約中の別紙物件目録のとおりでございます。

相手方といたしましては、先ほど申し上げましたが、大分市芳河原台646番地11、合同会社B o d e m、代表取締役、三ヶ田将弘様であります。

また、貸付金額といたしまして年間57万8,310円、ただし、本契約の日から令和2年3月31日の間は無料とし、令和2年4月1日から令和5年3月31日の間は半額といたします。

なお、貸付期間といたしましては、貸付期間は10年間といたします。面積といたしまして、今回、9万6,796平米、筆にいたしまして約67筆でございます。

なお、市有地賃貸借仮契約書を、令和2年2月の13日に締結いたしましたので、この財産に貸し付ける本契約のために、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤 人己君） 次に、議案第4号及び議案第5号について、続けて詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（佐藤 公教君） 総合政策課長です。議案第4号、第5号について詳細説明をさせていただきます。

議案第4号、由布市新市建設計画の変更について、由布市新市建設計画の変更について、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を求める。令和2年2月26日提出、由布市長。

この新市建設計画は、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部の改正に伴い、合併特例債の発行可能期間を5年延長するために、由布市の新市建設計画の期間の延長が必要になり、変更をお願いをするものでございます。

4ページをお開きください。横にいただきまして、新旧対照表となっております。アンダーラインの部分が変更箇所となっております。4ページの上から、第1章計画の期間ですが、現行の平成32年度までを、改正案では、令和7年度までの20年間に改めてしております。

その下、第2章の新市の概要ですが、第1表と第2表に、これまで平成22年までのデータでしたが、改正案では、最新の平成27年を追加することとしております。

続きまして、5ページをごらんください。第3章は人口の見通しです。(1)の人口の世帯数及び(2)の年齢別人口について、令和7年を予想値として改正をしております。それに伴いまして、6ページの表3、改正案に、令和7年を追加する内容となっております。

6ページの下段の第7章につきましては、財政計画の期間を、現行の32年度から、改正案では令和7年度までの20年間に改めるとともに、7ページをごらんください。7ページの歳入歳出の表に、過去の実績や今後の見通し等を考慮しまして、最新のデータに変更をしました。

以上が、新市建設計画の変更点でございます。

続きまして、議案第5号につきまして詳細説明をさせていただきます。

議案第5号、第二次由布市総合計画基本計画(後期)の策定について、第二次由布市総合計画基本計画(後期)を別記のとおり策定したいので、由布市議会の議決事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。令和2年2月26日提出、由布市長。

今回の策定につきましては、前期の進捗状況及び国県が策定した総合戦略や由布市のまち・ひと・しごと総合戦略との整合性を図りつつ、毎年の進捗達成状況を由布市総合計画審議会で検証評価しながら、令和2年度から令和7年度までの6年間の戦略期間として策定をしました。

それでは、別紙の第二次由布市総合計画重点戦略プラン(案)の4ページをお開きください。4ページ、今回の由布市総合計画(後期)は、まちづくりの基本とする「連携」と「協働」、「創造」と「循環」の実現に向けまして、第一次由布市総合計画を検証しつつ、第二次の由布市総合計画に掲げる施策等の取り組みを進めることで、令和7年の由布市の将来計画人口3万2,000人を目指すこととしております。

策定に当たりましては、市民意識調査や関係部署とのヒアリング、市民に対してのパブリックコメント等を経て、由布市総合審議会において計画策定の内容について審議検討をしていただきました。

恐れ入りますが、前に戻っていただきまして2ページをお開きください。この計画の構成につきましては、これまでの計画を継承するとともに、まちづくりの目標の実現に向けた取り組みを、6つの項目に対応する形で13の重点戦略プランを設定をしました。

5ページ以降に総合戦略プランごとの施策を詳細に記載をしておりますが、プラン1、2、3につきましては、「みんなで進める!持続可能なまちづくり」を、プラン4は、「一人ひとり

の力を活かせるまちづくり」を、プラン5、6では、「人や文化を育むまちづくり」を、プラン7、8、9では、「経済の循環から地域が潤うまちづくり」を、プラン10では「豊かな環境の中で快適な暮らしが実感できるまちづくり」を、プラン11、12、13につきましては、「地域を知り、表現するまちづくり」を掲げ、それぞれ具体的に取り組んでいきます。

また、各プロジェクトの実施に当たっては、関係課や組織を横断的に取り組むこととしており、特に成果指標として具体的な数値目標を設置をし、その目標達成度合いを検証できるように整理をしたところです。

今後、これらの計画に基づきまして、市民や企業の皆様とともに、まちづくりの目標である「地域自治を大切にしたい住みよさ日本一のまち、由布市」に向けた取り組みを評価をしていきたいと考えております。

以上で詳細説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第6号及び議案第7号について、続けて詳細説明を求めます。農政課長。

○農政課長（大野 利武君） 農政課長です。議案第6号について詳細説明を申し上げます。

議案第6号、由布市陣屋の村自然活用施設条例の廃止について、由布市陣屋の村自然活用施設条例を廃止する条例を別記のように定める。令和2年2月26日提出、由布市長。

裏面をごらんください。由布市陣屋の村自然活用施設条例を廃する条例、由布市陣屋の村自然活用施設条例は、廃止する。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

この陣屋の村自然活用施設の譲渡する仮契約を、令和2年2月13日付で合同会社B o d e mと締結いたしました。4月1日に譲渡をするに伴いまして、この条例を廃止するため、議会の議決を求めるものです。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第7号について詳細説明を申し上げます。

議案第7号、由布市市民農業条例の制定について、由布市市民農園条例を別記のように定める。令和2年2月26日提出、由布市長。

これにつきましては、陣屋の村の廃止に伴いまして、由布市で管理運営を行うための条例でございます。

裏面をごらんください。由布市市民農園条例は、第1条から第21条で構成されています。第1条といたしまして、（目的及び設置）といたしまして、市民に農作物の栽培体験のための場を提供することにより、農業に親しむ機会を与えるとともに、都市との交流を促進するため、本市に市民農園を設置するということであります。

なお、2条につきましては、名称といたしましては、ふれあい農園、位置といたしましては、

挾間町鬼瀬1156番地9ということであります。

なお、3条の（事業）に関しましては、市民農園の掲げる事業を記載をしています。並びに4条につきましては、この（施設）、5条につきましては（利用許可）、6条につきましては（利用期間）、7条につきましては（使用料）であります。並びに8条につきましては（使用料の減免）、9条は不返還ということであります、（使用料の不返還）、並びに10条は（行為の禁止）、11条は（行為の制限）等になっています。

なお、裏面をごらんいただきたいと思えます。最後に、附則ということで、施行日は、この条例は、公布の日から施行するということでもあります。

別記ということで、今回、使用料ということで、1年間6万1,100円、普通農園2万4,400円、棚田の農園ということで、3,050円ということに、記載をしています。

なお、市民農園につきましては、市民に農作物の栽培のための場を設置するもので、地方自治法第244条の2第1項の規定により、管理運営するための事項を定めるものでございます。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第8号について詳細説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（首藤 啓治君） 社会教育課長です。議案第8号について詳細説明をいたします。

議案第8号、由布市歴史民俗資料館条例の制定について、由布市歴史民俗資料館条例を別記のように定める。令和2年2月26日提出、由布市長。

この条例は、現在の由布市陣屋の村自然活用施設内にあります歴史資料館につきまして、管理運営に関する条例を定めるものでございます。

裏面をごらんください。条例案を記載しております。

第1条は設置の目的についてでございます。由布市の歴史民俗に関する資料の保存と活用を図り、地域文化の向上に資するため設置することとしております。

第2条は、名称及び位置でございます。名称については、由布市歴史民俗資料館としております。

第3条は入館料でございます。入館料は無料としております。

次に、第4条は、入館の制限について、第5条は、利用者の損害賠償についてを記載しております。

第6条では、庶務について、第7条では委任について記載しております。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第9号から議案第15号まで、続けて詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（一尾 和史君） 総務課長です。議案第9号から15号まで詳細説明をさせていただきます。

議案第9号、由布市個人情報保護条例の一部改正について、由布市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和2年2月26日提出、由布市長。

本条例の改正は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴うものでございます。

1枚めくっていただいて、左のページをごらんください。本条例の第2条に、要配慮個人情報の定義を9項に規定をいたしまして、同第10条第1項で、他地方公共団体等の実施機関とのオンライン結合については、法令等の規定に基づくもの以外は、実施機関以外のものへの提供ができないとする規定に改め、また同条第2項において、その第1項の規定にかかわらず、公益上の必要がある場合は審議会の意見を聞いた上でオンライン結合により個人情報を実施機関以外のものへ提供できるとする改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第10号、由布市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、由布市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和2年2月26日提出、由布市長。

ページをお開きいただきまして、本条例の第2条に第2項を加えるものです。令和2年度からの会計年度任用職員については、地方公務員法第30条から第38条までの規定が該当いたしますことから、地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓について、任命権者が別段の定めをすることができるとする本条例の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第11号、由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和2年2月26日提出、由布市長。

ページをお開きください。正規の勤務時間以外の時間における勤務を定めた本条例の第9条に、新たに第3項を加えるものでございます。

内容については、正規の勤務時間以外の時間における断続的勤務以外の勤務の時間数に上限を設けるものでございます。

続きまして、議案第12号、由布市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、由布市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和2年2月26日提出、由布市長。

次のページをお開きください。別表にございますように、由布市では選挙の投開票に従事する

特別職を8つ定めております。報酬は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律を基準といたしております。この法律が改正されたことに伴い、報酬額の変更を行うものでございますが、この法律は、3年に1度見直しがなされております。今後、どの時期に選挙が執行されても迅速な対応ができるよう、これまで日額として定めておりましたものを「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条に規定する額」という表示に変更するものでございます。

続きまして、議案第13号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和2年2月26日提出、由布市長。

ページをお開きください。左側です。この一部改正については、さきの熊本大分地震以降、財政調整基金の取り崩し等により基金の残高が減少し続けている状況などを考慮した上で、今後の財政運営を鑑み、本年4月から来年3月までの1年間、市長、副市長、教育長、三役の給料月額について、3%の減額を行うものでございます。

続きまして、議案第14号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正について、由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和2年2月26日提出、由布市長。

ページをめくっていただきまして、右側の新旧対照表をごらんください。現行7級から1級まで、職務の内容に全ての職名を表示しております。今後、在職者の構成数等により、適宜職名の変更が生じることが想定されますことから、職務の内容について多様化を図るため、大分県内の他市の職務表にならしまして、各級の職務の内容を改正案のように改正するものでございます。

なお、詳細な職務の内容につきましては、規則の中で明示することにする予定でございます。

続きまして、議案第15号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和2年2月26日提出、由布市長。

本議案は、先ほど御説明をいたしました議案第13号と同様の理由により、職員につきましても、本年4月から来年3月までの1年間、7級の職にある職員については2%、6級から1級までにある職員については1%の減額を行う内容となっております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第16号について詳細説明を求めます。市民課長。

○市民課長（森下 祐治君） 市民課長です。議案第16号について御説明いたします。

議案第16号、由布市印鑑条例の一部改正について、由布市印鑑条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和2年2月26日提出、由布市長。

今回の条例改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の

整備に関する法律の公布に伴いまして、条例を整備するものであります。

裏面をごらんください。第2条第2項中の「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めることが今回の主な改正になります。

施行時期は公布の日からとなっております。

次のページに新旧対照表を添付しておりますので御確認ください。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第17号及び議案第18号について、続けて詳細説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野嘉代子君） 子育て支援課長です。議案第17号及び議案第18号について詳細説明をさせていただきます。

議案第17号、由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を改正する条例を別記のように定める。令和2年2月26日提出、由布市長。

新旧対照表をごらんください。附則の（職員の経過措置）です。由布市における当該事業の実情、各クラブにおける支援員資格保有者数及び今後の支援の単位増加にかかわる見込み数を考慮し、みなし支援員の経過措置期間を施行日から「平成32年3月31日」までの間を、「令和5年3月31日まで」に延長するものです。

続きまして、議案第18号に移ります。

議案第18号、由布市高校生等医療費の助成に関する条例の一部改正について、由布市高校生等医療費の助成に関する条例（平成30年条例第2号）の一部を改正する条例を別記のように定める。令和2年2月26日提出、由布市長。

新旧対照表をごらんください。高校生等医療費助成事業の実施状況を勘案し、助成対象者の要件を見直すことによるものです。

定義の第2条に「（8）単身赴任」を追加し、第3条の（1）に「単身赴任の理由により市内から転出した場合」を追加するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第19号から議案第21号まで、続けて詳細説明を求めます。建設課長。

○建設課長（佐藤 洋君） 建設課長です。議案第19号、由布市市営住宅条例の一部改正についてから、議案第20号、由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正について、議案第21号、由布市市営雇用促進住宅条例の一部改正についてまで、続けて詳細説明を申し上げます。

初めに、議案第19号について詳細説明を申し上げます。

議案第19号、由布市市営住宅条例の一部改正について、由布市市営住宅条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和2年2月26日提出、由布市長。

今回の条例の一部改正につきましては、公営住宅法が改正されたことから、市営住宅を取り巻く最近の状況等を踏まえ、市営住宅の入居要件の見直しと、また民法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るものでございます。

恐れ入りますが、3枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんくださるようお願い申し上げます。新旧対照表にて御説明申し上げます。左は現行条例、右は改正案となります。下線部分につきまして変更をお願いするものでございます。

まず、（入居者の資格）第6条中第1号となります「現に同居し、又は同居をしようとする親族があること。」を削り、第2号を第1号とし、以下、1号ずつ繰り上げるものでございます。若年単身入居を可能とするものでございます。

次に、（住宅入居の手続）第12条第1項第1号中、「県内に居住し、」を「独立の生計に営み、」に改め、「2人の」を削り、同条第3項中の「保証人の連署」を「連帯保証人の連署についての記載」に改めるもので、入居要件の緩和を行うものでございます。

次に、（家賃の決定）第15条第4項、「別表第2に定める市営住宅の毎月の家賃は、第1項の規定を適用する。」を削り、第4項としまして、市長は、市営住宅の入居者が規定する収入の申告をすること及び公営住宅法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を毎年度定めることができる旨にするものでございます。

1枚めくっていただきますようお願い申し上げます。次に、（敷金）第20条第4項を、同条第5項とし、同条第3項ただし書き中、「未納の家賃」を、「賃貸者に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、「市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることのできる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。」を同条第2項の次に加えるものでございます。これは、敷金の充当や還付につきまして、明文化するものでございます。

次に、（修繕費の負担）第22条第1項中、「費用は、」を「費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて、」に改め、同条第3項中、「第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、」を「市営住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、第1項の規定にかかわらず、」に改めるものでございます。入居者の修繕費の負担を明確にするものでございます。

最後に、（入居者の費用負担義務）第23条第3号中、「の使用に関する」を、「若しくは給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する」に改め、同号を同条第4号とし、第1号として、「畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用」とするため、現行の1号及び2号を繰り下げるものです。入居者の修繕負担の区分について、明確にするものでございます。

これで、議案第19号、由布市市営住宅条例の一部改正についての詳細説明を終わります。

続きまして、議案第20号について詳細説明を申し上げます。

議案第20号、由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正について、由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和2年2月26日提出、由布市長。

今回の条例の一部改正につきましては、民法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るものでございます。

恐れ入りますが、2枚めくっていただき、新旧対照表をごらんくださるようお願い申し上げます。

初めに、（入居の手続）第11条第1項第1号中、「保証人2人」を「連帯保証人」に改めるもので、由布市市営住宅条例の一部改正にあわせまして、入居要件の緩和を行うものでございます。

次に、（敷金）第22条第2項中、「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書き中、「家賃の滞納その他の債務の不履行が存在するときは、」を「賃貸者に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、」に改め、同項を第3項とし、「市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充ててを請求することができない。」を、同条第1項の次に加えるものでございます。敷金の充当や還付につきまして、明文化するものでございます。

次に、（修繕費用の負担）第23条第1項中、「の修繕は、」を「及び共同施設の修繕に要する費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて、」に改め、同条第2項中、「事由によって」の次に、「特定住宅及び共同施設の」を加えるなど改めるものでございます。入居者の修繕費の負担を明確にするものでございます。

最後に、（入居者の費用負担義務）第24条第3号中、「の使用」を「若しくは給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営」に改め、同条の次に、「前条第1項において市が負担することとされているもの以外の特定住宅及び共同施設の修繕に要する費用」を4号として加えるもので、入居者の修繕負担の区分について、明確にするものでございます。

これで議案第20号、由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正についての詳細説明を終わ

ります。

最後に、議案第21号について詳細説明を申し上げます。

議案第21号、由布市市営雇用促進住宅条例の一部改正について、由布市市営雇用促進住宅条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和2年2月26日提出、由布市長。

今回の条例の一部改正につきましては、公営住宅法が改正されたことから、市営住宅を取り巻く最近の状況等を踏まえまして、市営住宅の入居要件の見直し等、また民法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るものでございます。

恐れ入りますが、2枚めくっていただき、新旧対照表をごらんくださるようお願い申し上げます。

初めに、（入居者資格）第6条中、「次に掲げる者とする。」を「次の各号に掲げる要件を具備するものとする。」に改め、同条第1号中、「もののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族がある」を削り、また、第2号を削り、以下、1号ずつ繰り上げるものでございます。単身入居を可能とするものでございます。

次に、（入居の手続）第10条第1項第1号中、「2人」を削り、由布市市営住宅条例の一部改正にあわせまして、入居要件の緩和を行うものでございます。

1枚めくっていただきますようお願い申し上げます。次に、（敷金）第19条2項中、「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書き中、「家賃の滞納その他債務の不履行が存在するときは、」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、」に改め、「した額を還付」を削り、同項を同条第3項とし、「市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。」を同条第1項の次に加えるものでございます。敷金の充当や還付につきまして、明文化するものでございます。

次に、（修繕費用の負担）第20条第1項中、「の修繕は、」を「及び共同施設の修繕に要する費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて、」に改め、同条第2項中、「事由によって」の次に、「雇用促進住宅及び共同施設の」を加えるなど行い、改めるものでございます。入居者の修繕費の負担を明確にするものでございます。

最後に、（入居者の費用負担義務）第21条第3号中、「の使用」を「若しくは給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持運営」に改め、同条の次に、「前条第1項において市が負担することとされているもの以外の雇用促進住宅及び共同施設の修繕に要する費用」を4号として加えるものでございます。入居者の修繕負担の区分について、明確にするものでございます。

これで議案第21号、由布市市営雇用促進住宅条例の一部改正についての詳細説明を終わります。

す。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（佐藤 人已君） ここで暫時休憩します。再開は、13時ちょうどとします。

午後0時15分休憩

午後1時00分再開

○議長（佐藤 人已君） ただいまから再開します。

次に、議案第22号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（佐藤 正秋君） 水道課長です。詳細説明を申し上げます。

議案第22号、由布市水道事業の設置に関する条例等の一部改正について、由布市水道事業の設置に関する条例等の一部を改正する条例を別記のように定める。令和2年2月26日提出、由布市長。

新旧対照表をごらんください。

まず第1条関係になります。地方自治法の改正により、由布市水道事業の設置に関する条例の第6条中、「第243条の2」を「第243条の2の2」に改めるものでございます。

続いて、裏面をごらんください。第2条関係になります。由布市水道事業における給水人口等の推計値の確定に伴い、由布市水道事業の設置に関する条例第2条第2項第2号中、給水人口「34,383人」を「30,300人」に、同項第3号中、1日最大給水量「22,551.427立方メートル」を「21,800立方メートル」に改めるものでございます。

施行日は、令和2年4月1日としております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第23号について詳細説明を求めます。監査選挙管理委員会事務局長。

○監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長（日野 正美君） 監査選挙管理委員会事務局長です。

議案第23号の詳細説明をいたします。

議案第23号、由布市監査委員条例の一部改正について、由布市監査委員条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和2年2月26日提出、由布市長。

地方自治法の改正に伴い、条例の改正を行うものでございます。

次のページを開いていただき、新旧対照表をごらんください。

地方自治法が、令和2年4月1日から改正され、現行の「第243条の2」の前に新たな条文が加わることにより、「第243条の2」が「第243条の2の2」へと条項がずれることに伴い、改正をするものでございます。

なお、附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤 人巳君） 次に、議案第24号から議案第27号まで、続けて詳細説明を求めます。
建設課長。

○建設課長（佐藤 洋君） 建設課長です。議案第24号から議案第27号までの市道路線の認定について、続けて詳細説明を申し上げます。

初めに、議案第24号について詳細説明を申し上げます。

議案第24号、市道路線（中虎線）の認定について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、中虎線、起点、由布市庄内町長野1246番1地先、終点、由布市庄内町長野275番地先、令和2年2月26日提出、由布市長。

裏面位置図をごらんください。図面中央となります市道長野小松台線を起点としまして、図面右下となります市道本村線に接続いたします延長577.4メートルの道路を、新たに市道として管理するものでございます。

なお、本議案は、令和元年第3回定例会で市道認定の請願が採択された路線でございます。

次に、議案第25号について詳細説明を申し上げます。

議案第25号、市道路線（長野上組北線）の認定について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、長野上組北線、起点、由布市庄内町長野1326番1地先、終点、由布市庄内町長野1517番地先、令和2年2月26日提出、由布市長。

裏面位置図をごらんください。図面右となります市道長野上組線を起点としまして、図面中ほどとなります市道長野上組中央線に接続いたします延長346メートルの道路を、新たに市道として管理するものでございます。

なお、本議案につきましても、令和元年第3回定例会で市道認定の請願が採択された路線でございます。

次に、議案第26号について詳細説明を申し上げます。

議案第26号、市道路線（上大六5号線）の認定について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、上大六5号線、起点、由布市挾間町下市502番27地先、終点、由布市挾間町下市502番28地先、令和2年2月26日提出、由布市長。

裏面位置図をごらんください。図面中ほどとなります下市上大六1号線を起点としまして延長31.7メートルの寄附によります道路について、新たに市道として管理するものでございます。

最後に、議案第27号について詳細説明を申し上げます。

議案第27号、市道路線（向原筋甲斐線）の認定について、市道路線を次のように認定したい

ので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、向原筋甲斐線、起点、由布市挾間町向原222番3地先、終点、由布市挾間町向原223番20地先、令和2年2月26日提出、由布市長。

裏面位置図をごらんください。図面中ほどとなります市道茶園畑向原を起点としました延長87.4メートルの寄附によります道路について、新たに市道として管理するものでございます。

以上で、議案第24号から議案第27号までの詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第28号について詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（佐藤 公教君） 総合政策課長です。議案第28号についての詳細説明をさせていただきます。

議案第28号、大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。令和2年2月26日提出、由布市長。

本議案につきましては、大分都市広域圏における7市1町間での協議を踏まえまして、新たに追加提案があった大分市の公の施設の一部、大分市にあります大洲総合体育館を、由布市のほか、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、日出町の5市1町の住民の利用に供させることに関し、議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第29号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（馬見塚量治君） 財政課長です。令和元年度一般会計補正予算について御説明をさせていただきます。

補正予算書をお願いいたします。開いていただきまして、議案第29号、令和元年度由布市一般会計補正予算（第6号）、令和元年度由布市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億2,987万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183億7,453万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。令和2年2月26日提出、由布市長。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正です。歳入歳出の款項ごとに補正額を

3ページまで記載してございます。今回の補正の主なものといたしましては、入札残や事業費の確定に伴うものが主なものとなっております。

4ページをお願いいたします。4ページは、第2表繰越明許費です。湯布院地域づくり推進事業を初めとしまして、17の事業をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。第3表地方債補正です。上段が、公立学校情報通信ネットワーク環境整備事業の追加と、下段には、由布川峡谷整備事業ほか8件の変更をお願いしております。

7ページからは、補正予算事項別明細書を掲載してございます。

それでは、10ページをお開きください。10ページからが歳入となっております。ここにあります10款2項1目区分1子ども・子育て支援臨時交付金は、9月議会で補正をいたしましたその下にあります15款1項1目区分2の子ども・子育て支援臨時交付金と組み替えるものです。この臨時交付金につきましては、今年度限りのもので、予算科目が国庫支出金ではなく、地方特例交付金ということでありましたので、今回組み替えをお願いするものです。

それでは、17ページをお願いいたします。19款1項1目区分2の基金繰入金です。今回、補正の収支をもって取り崩しをしておりました財政調整基金の繰り入れを減額するものでございます。

それでは、20ページをお願いいたします。20ページからは歳出となっております。

それでは、23ページをお開きください。23ページの下の方になりますが、2款1項5目区分2、入会地分収交付金事業は、入会地の貸付収入を分収率に応じて、各管理組合等に交付するものでございます。

それでは、35ページをお願いいたします。一番下になりますが、3款1項1目区分2、プレミアム付商品券助成事業は、実績に伴う減額となっております。

それでは、47ページをお願いいたします。下の段にあります4款1項2目区分2、子ども医療費助成事業は、医療費の増額見込みによるものです。その下の区分3、不妊・不育症治療費助成事業は、対象件数の増によるものでございます。

それでは、59ページをお願いいたします。では、中段にあります6款2項1目区分2、鳥獣被害総合対策事業は、イノシシ・鹿等の捕獲頭数の増加に伴う増額でございます。県の補助金が充当されております。

それでは、69ページをお願いいたします。10款1項2目区分2の情報環境整備事業は、GIGAスクール構想による小中学校の情報ネットワーク環境整備を行うもので、国2分の1の財源となっております。この事業は、繰越事業となります。

73ページをお願いいたします。一番下にあります10款3項3目区分2の学校生活支援事業は、中学生の全国大会出場に伴う補助金となっております。

79ページをお願いいたします。10款7項1目区分1の保健体育総務費は、バトントワリングやバドミントン、ジュニア・ラグビーフットボールの全国大会出場に伴う補助金となっております。

それでは、83ページをお願いいたします。13款2項1目区分1、基金積立事業は、ふるさと納税の減額により、みらいふるさと基金積立金の減額と、子ども及び高校生等医療費助成事業基金に積み立てるものでございます。

以上で、議案第29号の詳細説明を終わります。

○議長（佐藤 人己君） 次に、議案第30号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（武田 恭子君） 保険課長です。議案第30号の詳細説明を申し上げます。

議案第30号、令和元年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、令和元年度由布市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,575万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ41億9,994万円にお願いするものです。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年2月26日提出、由布市長。

まず、歳出を御説明いたします。10ページから11ページをお開きください。1款1目賦課徴収費20万円の減額です。需用費の印刷製本費ですが、賦課徴収関係の発送物が少なかったことにより減額をお願いするものです。

2款1項2目退職被保険者療養給付費は、退職分支払診療報酬負担金700万円の減額です。これは退職被保険者の減少に伴う実績によるものです。

2款1項3目一般被保険者療養費は、一般療養費負担金34万円の減額です。これは、被保険者の減少により3月分の減を見込んだものです。

2款1項4目退職被保険者等療養費は、退職分療養費負担金90万円の減額です。これも退職被保険者の減少に伴う実績によるものです。

次のページをお願いします。2段目になります。2款2項1目一般被保険者高額療養費は、一般分高額療養費負担金の1,500万円の減額です。これも実績により、一般分の高額療養費の減少を見込んだものです。

2款2項2目退職被保険者等高額療養費は、退職分高額療養費負担金110万円の減額です。これも退職被保険者の減少に伴う実績によるものです。

2款4項1目出産育児一時金は、出産育児一時負担金で630万円の減額です。これは実績に伴う負担金の減を見込んだものです。

次のページをお願いします。2段目の2款5項1目葬祭費は、葬祭負担金50万円の減額です。これも実績に伴う負担金の減を見込んだものです。

次のページ、16、17ページをお願いします。中ほどの4款2項1目保健衛生普及費の区分1、医療費増加抑制事業は517万6,000円の減額です。これは本事業の看護師による訪問事業を正職員と嘱託保健師に事業変更したことによる共済費、雇用保険料、賃金等の517万6,000円の減額となります。

同区分2、保健指導事業、報償費は4万8,000円の減額です。これは、見える化事業で講師派遣を想定しておりましたが、地域の要望で職員で対応したことによるものでございます。

以上が歳出の説明になります。

次に、歳入の御説明をさせていただきます。お手数ですが、戻りまして6ページ、7ページをお願いいたします。

上段、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は31万4,000円の減額です。同項2目退職被保険者等国民健康保険税は223万6,000円の減額です。いずれも被保険者の減少による見込み額の減によるものです。

6款2項1目保険給付費等交付金は、県より交付される給付費や保険事業の一部で、1節普通交付金3,033万円の減額です。先ほど歳出で御説明させていただきました2款保険給付費の減額に伴う交付金の減になります。

次に、区分2の特別交付金は、保険者努力支援制度交付金と県特別交付金、合計395万3,000円の減額です。これは歳出の医療給付費と医療費抑制事業の減額によるものです。

10款1項1目一般会計繰入金は、区分1の保険基盤安定繰入金132万1,000円の減、区分3、財政安定化支援事業繰入金115万円の増、区分4、その他一般会計繰入金15万円の減で、合計32万1,000円の減額です。

次のページをお願いします。12款1項1目延滞金につきましては、一般被保険者延滞金の増によるもので、140万円の増額です。

以上で、議案第30号、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 人巳君） 次に、議案第31号について、詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（馬見塚美由紀君） 健康増進課長です。議案第31号の詳細説明をいたします。

議案第31号、令和元年度由布市介護保険特別会計補正予算（第5号）、令和元年度由布市の介護保険特別会計補助金予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,565万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ42億2,474万9,000円

とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年2月26日提出、由布市長。

それでは、内容を御説明いたします。事項別明細書6ページから7ページをお願いいたします。

まず歳入ですが、1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料につきましては、当初予算で保険給付費に応じた第1号保険料の負担割合で計上しておりましたが、直近の調定額等に基づき減額するものです。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金、3款2項1目調整交付金、その下の4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金、その下の5款県支出金、1項1目介護給付費負担金につきましては、介護保健サービスの給付費の必要見込み額の減額に伴い、予算減額をお願いするものです。

また、3款2項2目と、4款1項2目、そして8ページ、9ページをお願いします。

上段の5款2項1目の地域支援事業交付金につきましては、一般介護予防事業としての第8期介護保険事業計画策定に伴う介護予防日常生活圏域ニーズ調査における委託料の減額に伴い、予算減額をお願いするものです。

それでは、前のページにお戻りいただきまして、3款2項4目保険者機能強化推進交付金につきましては、昨年度から始まっておりまして、総額分として計上しております。

それでは、もう一度8ページ、9ページをお願いいたします。7款繰入金1項1目につきましては、介護保険サービス給付費の必要見込み額の減額に伴い、予算減額をお願いするものとなっております。また、7款1項2目につきましては、先ほどのニーズ調査における委託料の減額に伴う減額をお願いするものです。

また、7款1項3目につきましては、第8期介護保険事業計画策定のための在宅介護実態調査の委託料の減額に伴いまして、減額をお願いしております。

7款繰入金、2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましても、介護保険サービス給付費等の必要見込み額の減額に伴い、予算減額をお願いするものとなっております。

次に、10から11ページをお願いいたします。歳出になります。

1款総務費、5項1目計画策定委員会費ですが、第8期介護保険事業計画策定業務に伴い、在宅介護実態調査の委託料の減額でございます。

2款保険給付費の1項1目の介護サービス等諸費と、次のページの2款6項1目特定入所者介護サービス等費につきましては、必要見込み額の減額に伴うものでございます。

それでは、前のページにもう一度お戻りいただきまして、下段の2款2項1目介護予防サービス等諸費につきましては、必要の見込み額の増加に伴う予算措置をお願いするものとなっております。

ます。

それでは、再度、次のページをお願いいたします。下段、4款地域支援事業費、2項1目につきましては、先ほども申し上げましたが、第8期介護保険事業計画策定に伴う介護予防日常生活圏域ニーズ調査における委託料の減額によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 人巳君） 次に、議案第32号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（武田 恭子君） 保険課長です。議案第32号の詳細説明を申し上げます。

議案第32号、令和元年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、令和元年度由布市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ504万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億4,225万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、補正後の歳入歳出予算の金額は、第一表歳入歳出予算補正による。令和2年2月26日提出、由布市長。

まず、歳入ですが、6ページ、7ページをお願いいたします。

1款1項1目特別徴収保険料、区分1、現年度分368万8,000円の減額です。

2目の普通徴収保険料、区分1、現年度分は128万7,000円の減額、区分2、滞納繰越分は236万5,000円の増額で、合算し、107万8,000円の増額となります。これらは、いずれも高齢者広域連合の保険料収納見込み額確定によるもので、歳出で、市より後期高齢者医療広域連合へ納付金として納めるものの減額となります。

3款1項1目事務費繰入金は、徴収関係発送物の減少による30万円の減額です。

2目保険基盤安定繰入金は、後期高齢者医療広域連合納付金が減額となったため、165万1,000円の減額となります。

5款1項1目延滞金は、後期高齢者医療延滞金の増額によるもので、1万4,000円の増額です。

5款2項1目保険料還付金は、歳出の実績により、見込んで50万円の減額になります。この部分は、後期高齢者医療広域連合より交付されるものでございます。

次に、歳出ですが、8ページ、9ページをお願いします。1款2項1目、区分1、徴収費につきましては、徴収に係る発送数の減少により、印刷製本費30万円の減額となります。

中段、2款1項1目、区分1、後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料等負担金424万7,000円の減額で、歳入の保険料及び基盤安定繰入金の減額に伴うもので、市より後期高齢者医療広域連合へ納付するものです。

下段3款1項1目保険料還付金は、過年度の保険料の還付で、50万円の減額でございます。

以上で、議案第32号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第33号及び議案第34号について、続けて詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（佐藤 正秋君） 水道課長でございます。

議案第33号について、詳細説明を申し上げます。

議案第33号、令和元年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、令和元年度由布市の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,062万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億4,996万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。令和2年2月26日提出、由布市長。

次に、歳入歳出の主な内容につきまして、事項別明細書にて御説明をさせていただきます。

まず、7ページ、8ページをお開きください。歳入でございます。2款1項1目水道使用料の減額補正につきましては、現年度分の減額で実績と見込みによるものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金の減額補正につきましては、起債償還の利息の確定によるものでございます。5款2項1目基金繰入金の2,980万7,000円の増額補正につきましては、簡易水道事業統合によりまして、基金の廃止によるものでございます。

8款1項1目簡易水道事業債の減額補正につきましては、各工事の入札減等による事業費の減によるものでございます。

次に、9ページ、10ページをお開きください。歳出でございます。1款1項1目総務管理費、備品費購入費の減額補正につきましては、量水器等の購入の入札減によるものでございます。

1款1項2目維持管理費の減額補正につきましては、委託料の入札減によるものでございます。

3目建設改良費、13節の委託料及び15節の工事請負費の減額補正につきましては、ともに入札減等によるものでございます。

次に、11ページ、12ページをお開きください。中段になります。2款1項2目の利子の減額については、実績の支出額に準じたものとなっております。

3款1項1目予備費の増額補正におきましては、簡易水道事業統合により、基金等を予備費に予算措置を行うものでございます。

15ページには地方債の調書でございます。御一読をお願いいたします。

以上で、議案第33号についての詳細説明を終わります。

次に、議案第34号、令和元年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和元年度由布市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和元年度由布市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

款の科目と補正予定額、計のみを申し上げます。

収入、第1款水道事業収益、補正予定額4万9,000円、計5億9,162万1,000円、支出、第2款水道事業費用、補正予定額マイナスの630万9,000円、計5億9,086万3,000円。

第3条、予算第4条括弧書き中、「不足する額2億103万9,000円」を、「不足する額1億9,861万4,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金2億103万9,000円」を「過年度分損益勘定留保資金1億9,861万4,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

2ページをお開きください。収入、第3款資本的収入、補正予定額マイナスの386万2,000円、計8,266万5,000円、支出、第4款資本的支出、補正予定額マイナスの628万7,000円、計2億8,127万9,000円。

第4条、予算第6条中、起債の目的、水道施設ポンプ設備更新工事、限度額「1,230万円」を「840万円」に、挾間地域の配水管の更新工事「3,150万円」を「2,760万円」に改める。

第5条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。第1号、職員給与費、補正予定額マイナスの59万5,000円、計3,952万9,000円。

第6条、予算第10条中「4,576万7,000円」を「4,514万2,000円」に改める。第1号、上水道事業1,089万2,000円。令和2年2月26日提出、由布市長。

詳細につきましては、補正予算明細書にて御説明をいたします。

まず6ページをお開きください。まず収益的収入でございます。1款1項3目4節不良消火栓の修理の一般会計補助金の減額補正につきましては、実績によるものでございます。

2款2目1節一般会計補助金の減額補正につきましては、児童手当補助金の減によるものでございます。

7ページをごらんください。収益的支出でございます。2款1項1目原水及び浄水費の減額補正につきましては、挾間浄水場の活性炭の入れかえ委託業務の入札減が主なものとなっております。4目総係費の減額補正につきましては、手当等の減によるものでございます。

2款2項3目消費税の増額補正につきましては、実績及び今後の見込みによるものでございます。

次に、8ページをお開きください。資本的収入になります。3款1項1目企業債の減額補正につきましては、入札減等による事業費の減額によるものでございます。2項1目工事負担金の増額補正につきましては、市道筒口線道路改良工事に伴う水道管移設工事分の負担金によるものでございます。3項1目消火栓建設受託金の減額補正につきましては、建設実績によるものでございます。

下段をごらんください。資本的支出でございます。4款1項1目上水道施設費の減額補正につきましては、委託料、工事請負費の入札減によるものでございます。

9ページには、地方債の調書で、10ページには職員給与費の明細書がございます。それぞれ内容を御一読をいただきたいというふうに思います。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 人巳君） 各議案の詳細説明が終わりました。

なお、議案第35号から議案第40号までの予算6件については、この後の予算特別委員会の中で詳細説明を求めます。

お諮りします。先ほど上程しました諮問第1号及び議案第1号について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、直ちに全員による審議とすることに決定いたしました。

では、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第1号を採決します。本案は原案のとおり適任と答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり適任と答申することに決定しました。

次に、議案第1号、監査委員の選任についてを議題としますが、ここで地方自治法第177条

の規定により、除斥の対象となります大塚裕生君の退場を求めます。

〔代表監査委員 大塚 裕生君 退場〕

○議長（佐藤 人巳君） それでは、議案第1号、監査委員の選任についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、大塚裕生君の入場を許します。事務局、連絡をお願いします。

〔代表監査委員 大塚 裕生君 入場〕

○議長（佐藤 人巳君） ただいま監査委員の選任につきましては、同意されましたのでお知らせをします。

ここで、大塚裕生君より御挨拶をお願いします。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 皆さん、こんにちは。このたびは、監査委員の選任に御同意をいただき、まことにありがとうございます。私にとりましては、身に余る思いで大変恐縮いたしておるところでございます。改めて責任の重さを痛感しているところでございます。監査委員として重責を果たせますよう全身全霊で取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

甚だ簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。今後ともよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 人巳君） ありがとうございます。

○議長（佐藤 人巳君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、2月28日午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締め切りは、あすの正午まで、当初予算を除く質疑の発言通告書の提出締め切りは、3月3日の正午までとなっていますので、厳守をお願いいたします。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午後 1 時44分散会
